平成２８年（フ）第３５５０号
大阪市生野区巽北３丁目12番38号　成和ウエストビラ北巽　403、前住所香川県高松市林町1273番地３
債務者　宮本　幸典
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６２２号
大阪府枚方市片鉾本町23番10―306号、前住所大阪府茨木市学園町３番１―1303号
債務者　新屋敷知里
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６５３号
大阪府門真市大字蝋島515番地の22　フェアリーアオイ201号
債務者　吉田　順平
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６７３号
大阪府豊中市服部南町５丁目８番14―201号
債務者　服部　篤紀
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７４１号
大阪府大東市南津の辺町23番15号　コーポ河合202号
債務者　川原美佐枝
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９２７号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目35番４―301号
債務者　本田　満穂（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９９４号
大阪市旭区中宮３丁目17番19号　第二山一ビル　201
債務者　杉園麻呂人
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０４５号
大阪市浪速区日本橋東１丁目３―５　ＮＰＯ法人　大阪マック、住民票上の住所大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目８番８号アシジハウス
債務者　泉　　清一
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１０２号
大阪府吹田市五月が丘西２番17―202号
債務者　塚本まゆみ（旧姓東野）
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１０４号
大阪市東成区中道２丁目６番14号　ロイヤルコート中道　102号
債務者　小川　　巧
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１１３号
大阪府東大阪市加納８丁目15番８号
債務者　藪田　都子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２２２号
大阪市西淀川区姫島５丁目５番４号東山マンション201号室
債務者　貞森　彰仁
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２６７号
大阪市東成区神路１丁目10番８―411号
債務者　金谷　直子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４号
熊本県玉名郡南関町大字小原723番地
債務者　永杉　明美
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第２３６号
函館市柏木町29番４号
債務者　西澤　宜秀
1　決定年月日時　平成28年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１２０７号
愛知県豊明市新田町子持松３番地２　リビエール新田202号
債務者　佐藤　昭雄
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３５０号
愛知県海部郡大治町大字花常字堀之内境22番地
債務者　中山　忠男
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部